

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業があるべき姿として、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員ひいては社会全体の共栄を目指すべきであり、またこれにより企業価値が継続的に増大するとの認識を有しております。そしてその達成のため、社会的に有用なサービスを創出するとともに、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けております。また、今後も社会環境の変化や、法令等の施行・改定に応じてコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行っていく方針です。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、「株式会社カカコム コーポレート・ガバナンス基本方針」としてまとめ、当社のコーポレートサイトに公表しております。

(<https://corporate.kakaku.com/company/governance>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用を含む議決権電子行使環境の整備・招集通知の英訳】

当社は、海外投資家にも議決権行使を行いやすい環境を整備するため、議決権電子行使プラットフォームを利用しております。また、当社は、取締役会での決議後すみやかに、決算短信や株主総会議案の適時開示の英訳を当社コーポレートサイトに掲載しております。

招集通知の英訳は、当社の海外投資家の高い保有比率を勘案し、2016年定時株主総会より採用しており、招集通知発送日の概ね1週間前を目処に当社コーポレートサイト(<https://corporate.kakaku.com/ir/notice.html>)及び東京証券取引所ホームページ(<https://www2.tse.or.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do>)に掲載しております。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、業務提携の強化など経営戦略の一環として、必要と判断する企業の株式を保有することがあります。取締役会において、政策保有株式の保有や縮減の判断を行うにあたり、リターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から検証を行い、保有の目的や合理性を確認しております。検証の結果、2020年3月期に一部保有株式を処分いたしました。

政策保有株式に係る議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値向上や株主価値向上の観点から議案ごとに確認を行い、必要に応じて対話を行うことで賛否の判断をしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、利益相反取引については取締役会にて決議を要することとしております。さらに、利益相反取引を含むその役員や主要株主等との関連当事者間取引について、取締役会にて取引実績の報告を行い、監査役や社外取締役が監視・監督できる体制を構築しております。

また、取引条件等の内容については、有価証券報告書及び事業報告で開示しております。

【原則2-6 企業アセットオーナーとしての役割】

当社は、アセットオーナーとしての機能が発揮できるよう適切な人材の育成から登用・配置まで行っております。また受益者に対して資産運用等の教育を適宜行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念・経営戦略・経営計画

当社の経営理念・経営戦略及び経営計画は、当社コーポレートサイト(<https://corporate.kakaku.com/company/policy>)及び有価証券報告書にて公開しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「株式会社カカコム コーポレート・ガバナンス基本方針」としてまとめ、当社コーポレートサイト(<https://corporate.kakaku.com/company/governance>)にて開示しております。

(3) 経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針・手続

当社は、会社の意思決定の透明性や公平性を確保し、ガバナンスの強化を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

なお、取締役に対する報酬決定方針・手続は、有価証券報告書、ならびに本報告書の「2-1 [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名方針・手続

当社は、会社の意思決定の透明性や公平性を確保し、ガバナンスの強化を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、常勤取締役1名及び独立社外取締役3名で構成され、取締役候補者の選任に関する基準・方法を審議・提案するほか、候補者選任案を審議し、その審議結果を取締役に報告いたします。その審議結果を踏まえ、取締役会にて個々の候補者の実績ならびに役員としての資質について審議のうえ、決定いたします。

監査役の選任にあたっては、取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行することができる知識、能力及び経験を有していること等を踏ま

え、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が審議し、選任・指名を行っております。

(5) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名の説明

当社は、株主総会招集通知において、新任候補者、取締役候補者及び監査役候補者の選任・指名の理由について開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社の取締役会は、経営の意思決定・監督機関として、法令及び定款に定められた事項、当社職務権限規程に定められた重要事項等を決定しております。取締役会の意思決定に基づき、各事業部門が業務の執行を行います。その概要は有価証券報告書及び当社コーポレートサイトにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針 第5章 コーポレート・ガバナンスの体制 1. 取締役会」に掲載しております。

(<https://corporate.kakaku.com/company/governance>)

【補充原則4-1-3 後継者育成計画の監督】

当社は、代表取締役社長等の後継者計画について経営理念や事業環境などを勘案した結果、具体的な手続を明確に定めておりませんが、取締役会において指名・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、継続的に後継者に関する審議や監督を行っております。

【補充原則4-2-1 経営陣報酬の適切な評価基準策定】

当社は、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな報酬制度を2016年度より導入し実施しております。

当社の報酬制度の具体的な内容・運用については以下のとおりです。

取締役に係る役員報酬は、基本報酬に加えて、1年任期との整合から年間の業績に連動して支給する賞与と、中長期インセンティブとして付与するストックオプション報酬で構成しております。ただし、社外取締役及び監査役は、自らは業務執行を行わず、業務執行取締役の業務執行を監督・監査するというその職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

(1) 構成割合

取締役に係る役員報酬は、基本報酬に加えて、1年任期との整合から年間の業績に連動して支給する賞与と、中長期インセンティブとして付与するストックオプション報酬で構成しており、その構成比率は、7:1:2を目安としております。

ただし、非業務執行取締役、社外取締役は自らは業務執行を行わず、業務執行取締役の業務執行を監督・監査するというその職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

(2) 基本報酬

役位及び各取締役の責任や期待する役割に応じた定額制といたします。役位及びグレードに応じて「役員報酬規程」に定める範囲内において、指名・報酬委員会における審議を経て、報酬額を決定しております。

当社の取締役の基本報酬等の額は、2017年6月21日開催の第20回定時株主総会において、一事業年度あたり360万円以内と決議しております(なお、第20回定時株主総会終結時における取締役は11名です。)

(3) 賞与

役員賞与総額は、当期連結税引前利益(役員賞与控除前)の一定割合といたします。役員賞与の総額は、連結会計年度ごとに、当該連結会計年度の連結税引前利益実績に一定の掛け率を乗じて算出するものとし、その上限は1億円とすること、算定に用いる掛け率は0.15%を原則といたしますが、指名・報酬委員会で審議の上、取締役会で掛け率を変更することができること、また、算定対象となる連結税引前利益実績については、原則として役員賞与控除前の連結税引前利益を用いますが、経営環境や業績に応じて、指名・報酬委員会で審議の上、取締役会で連結税引前利益実績を減額調整できるものとするを、「役員報酬規程」において定めております。したがって、このように多角的な基準を採用していることから、当該役員賞与につき具体的な指標の目標は定めておりません。

なお、役員賞与は、上記(2)基本報酬と同様の報酬決議で定められた報酬限度額の中で支給しております。

(4) スtockオプション報酬

役位及び各取締役の責任や期待する役割を基準として、役員に対する中長期にかかる業績連動報酬として、次の及びに記載するストックオプションを用いております。

税制適格ストックオプション

当社は、税制適格ストックオプションを社外取締役を除く取締役に対する職務執行の対価として発行しております。

こちらにつきましては、2012年6月26日開催の第15回定時株主総会において、基本報酬、業績連動賞与の報酬額とは別枠で年額250百万円以内と決議しております。

株式報酬ストックオプション

当社は、権利行使価格が1円(本人が支払う額が1株に対して1円)となる株式報酬型ストックオプションを、社外取締役を除く取締役に対する報酬として導入しております。その割当数は、単年度の業績評価に基づいて決定されたストックオプション現金相当額に割当時の株式公正価値を適用して定められており、ストックオプションの基準額は、次の算式により算出しております。

支給基準期間の初日における各取締役の基本報酬 × 2/7

こちらにつきましては、2016年6月23日開催の第19回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬議案として、基本報酬、業績連動賞与及び上記の 税制適格ストックオプションとは別枠で、年額100百万円以内と決議しております。

【補充原則4-3-1・4-3-2・4-3-3 代表取締役社長および経営陣幹部の選解任】

当社は、代表取締役社長および経営陣幹部の選解任について指名・報酬委員会が実績や人格、見識等を踏まえて審議を行い、取締役会に対し助言・提言を行っております。取締役会は、指名・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、代表取締役社長および経営陣幹部の選解任を適切に行っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、社外取締役4名を選任し、うち3名は独立社外取締役となっております。独立社外取締役は、当社が定める当社からの独立性に関する基準、ならびに株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準】

株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、会社や取締役との関係等を勘案して独立性に問題のないこと、経営の監督機能発揮に必要な出身分野における実績と見識を有していること等を勘案し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しております。

なお、本報告書の「2-1.【独立役員関係】 その他独立役員に係る事項」をご参照ください。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会設置】

当社は、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設けており、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について取締役会に提言・助言を行っております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、バランス・多様性のとれた体制を維持することを基本方針としたうえで、各事業分野及び経営者出身の社内取締役と、多様なステークホルダーの視点から成長戦略やガバナンスについて問題提起のできる複数の社外取締役で構成され、監査役会は、財務・会計、法律

の専門知識を有する監査役により構成されております。

取締役・監査役の選任にあたり、選任理由を株主総会招集通知に開示するとともに、取締役は任期を1年とし毎期株主総会においてその選任を決議しております。取締役の員数は定款で11名以内と定め、現在は9名(うち、女性1名)で構成され、監査役の員数は5名以内と定款で定め、現在は4名(うち女性1名)で構成されております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼職状況】

当社の取締役・監査役の他の上場会社役員等との兼職状況は、合理的な範囲にとどめられております。なお、取締役・監査役の他の上場会社役員等の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書等において毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3取締役会全体の実効性の分析・評価・開示】

当社は、取締役会の実効性の維持・向上を目的として、年に一度、取締役会全体の実効性について自己評価を行い、その結果の概要を開示することを当社のコーポレートガバナンス基本方針に定めております。

2020年3月期につきましても、社外役員を含む全取締役及び監査役を対象に取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、その集計結果に基づき取締役会にて議論を行いました。

分析・評価の観点は、以下のとおりです。

- ・取締役会の構成について
- ・議事進行と意思決定について
- ・リスク管理及び職務執行の監督について
- ・開催と審議基準について
- ・事務局運営について
- ・独立委員及び指名・報酬委員会の実効性と取締役会との連携について
- ・株主との対話の状況について
- ・後継者の育成方針や計画及び選任・選定の状況について
- ・経営計画、業績目標の設定及びモニタリングについて
- ・前回評価時からの改善・変化について

議論の結果、前回評価時において課題となった点で改善がみられ、取締役会の実効性は確保されていると評価されました。

その上で、特に、事業の成長戦略や経営理念の議論や共有、経営陣の後継者育成に関する方針や計画に対する議論、対処すべき重要なリスクへの対応、指名・報酬委員会の審議内容の取締役会への共有について、改善のための建設的な意見が提示され、取締役会の機能のさらなる向上、議論の活発化に向けた課題についても共有されました。

【補充原則4-14-2 取締役会・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務・会計その他の事項に関する情報を収集し、常勤取締役会等の場で適宜提供することで、取締役及び監査役の職務執行を支援しております。また、社外取締役及び社外監査役は、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適宜、各所管部署または担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成しております。

【補充原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、日ごろから株主と対話することの重要性を認識しており、社長をはじめとする経営陣幹部による対話等を国内外を問わず推進しております。

なお、基本方針については、当社策定の「コーポレートガバナンス基本方針 第2章 株主との関係 2.株主との建設的な対話」に掲載開示しております。(https://corporate.kakaku.com/company/governance)

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、継続的な事業拡大と経営の効率性維持のため親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)を重要な指標と位置付けており、ROE40%を目安としております。また、経営目標を実現するための具体的な活動につきましては、株主総会や決算説明会を通し、株主への十分な説明に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社デジタルガレージ	42,390,000	20.59
KDDI株式会社	35,016,000	17.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,030,300	5.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,535,700	3.17
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	5,035,043	2.45
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140051	3,589,800	1.74
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	3,550,700	1.72
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	3,150,355	1.53
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	2,902,300	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,875,200	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

1. 当社は2020年3月31日現在において、自己株式836,588株(0.40%)を保有しております。
2. 当社の株式について以下のとおり大量保有報告書が提出されておりますが、上記[大株主の状況]は、2020年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
 - (1) 2018年1月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、バーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッドが2018年1月15日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当期末日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりです。
【提出者(大量保有者)の氏名または名称 / 保有株式数 / 保有割合】
バーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッド / 10,788千株 / 5.12%
 - (2) 2019年10月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが2019年10月15日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当期末日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりです。
【提出者(大量保有者)の氏名または名称 / 保有株式数 / 保有割合】
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー他1社 / 17,458千株 / 8.33%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、現在、株式会社デジタルガレージならびにKDDI株式会社の持分法適用関連会社となっておりますが、事業展開については、業務執行取締役を中心とした経営判断のもと独自に意思決定をして業務を執行しております。また当社の営業取引における親会社等のグループへの依存度は低いことから、当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
加藤 智治	他の会社の出身者													
宮島 和美	他の会社の出身者													
木下 雅之	他の会社の出身者													
多田 一国	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 智治		ゼビオ株式会社代表取締役社長 ゼビオホールディングス株式会社副社長 執行役員 株式会社テクノシステム社外取締役	多様な業種における豊富な経験と経営者として培われた幅広い見識を、当社の事業拡大及びコーポレートガバナンスのさらなる機能強化に対する適切な役割を期待できると判断したためであります。 [独立役員指定理由] 社外取締役加藤智治氏は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。

宮島 和美	株式会社ファンケル相談役 さがみ信用金庫理事(非常勤)	広報、秘書、IR部門の要職や(株)ファンケルの代表取締役を10年間にわたり務め、コーポレートコミュニケーションにおける豊富な知見と経営者として培われた幅広い見識を、当社の事業拡大及びコーポレートガバナンスのさらなる機能強化に対する適切な役割を期待できると判断したためであります。 [独立役員指定理由] 社外取締役宮島和美氏は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。
木下 雅之	NSユナイテッド海運株式会社社外取締役	三井物産(株)の代表取締役副社長を務め、国際ビジネスの経験や総合商社のCIO及びCPOとしての豊富な知見と経営者として培われた幅広い見識を、当社の事業拡大及びコーポレートガバナンスのさらなる機能強化に対する適切な役割を期待できると判断したためであります。 [独立役員指定理由] 社外取締役木下雅之氏は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。
多田 一国	KDDI株式会社執行役員 auフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 株式会社ロイヤリティマーケティング取締役	KDDI(株)の執行役員を務めており、同社の事業企画部門をはじめ、同社の中核事業の要職に従事した豊富な経験と幅広い見識を、当社の事業拡大及びコーポレートガバナンスのさらなる機能強化に対する適切な役割を期待できると判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役の選任、報酬の決定にあたり、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、常勤取締役1名及び独立社外取締役3名で構成され、常勤取締役を委員長として、取締役候補者の選任に関する基準・方法を審議・提案するほか、候補者選任案を審議し、その審議結果を取締役に報告いたします。
また、取締役の報酬水準、評価・報酬に関する諸制度を審議・提案いたします。なお、取締役の報酬は会社業績を総合的に勘案して決定され、監査役の報酬は監査役会において協議・決定されます。いずれの場合においても、当社定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定されます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門である内部監査室は、定期的に会合を持つことで連携し、効果的な監査を行うことに務めております。また、監査役と会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監

査人の間では、半期に一度、定期的な会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関する意見の交換等が行われております。また、必要に応じて随時会合が行われる体制を有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松橋 香里	公認会計士													
梶木 壽	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松橋 香里		ルミナス・コンサルティング株式会社代表取締役 松橋香里公認会計士事務所所長 NTSホールディングス株式会社社外監査役 Spiber株式会社社外取締役 株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外監査役	公認会計士としての専門知識や経験等を当社の監査体制の強化に対する適切な役割を期待できると判断したためであります。 [独立役員指定理由] 社外監査役松橋香里氏は、公認会計士としての専門知識や複数の要職で培われた幅広い見識を有しており、当社のコーポレートガバナンス及びコンプライアンスの強化に重要な役割を果たしているとともに、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。
梶木 壽		前田道路株式会社社外取締役	弁護士としての専門的知識や経験等を当社の監査体制の強化に対する適切な役割を期待できると判断したためであります。 [独立役員指定理由] 社外監査役梶木壽氏は、検察の要職を歴任され、法曹としての専門知識や、複数の企業で培われた要職の経験等を有しており、当社のコーポレートガバナンス及びコンプライアンスの強化に重要な役割を果たしているとともに、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外監査役に就任以来、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立社外取締役及び独立社外監査役の選任に当たり、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、会社や取締役との関係等を勘案して独立性に問題のないこと、経営の監督機能発揮に必要な出身分野における実績と見識を有している事等を認識しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、かねてより、業績の達成及び各取締役の業績への寄与度に応じて、インセンティブとしてストックオプションとしての新株予約権を取締役に発行しておりますが、これまで以上にインセンティブとして機能させるため、基本報酬、1年任期との整合から年間の業績に連動して支給する賞与、中長期インセンティブとして付与するストックオプション報酬で構成する報酬制度を2016年度より導入しております。

なお、ストックオプション報酬につきましては、税制適格ストックオプションを社外取締役を除く取締役に対する職務執行の対価として発行しており、2012年6月26日開催の第15回定時株主総会において、基本報酬、業績連動賞与の報酬額とは別枠で年額250百万円と決議しております。また2016年6月23日開催の第19回定時株主総会において、「取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬の件」として、社外取締役を除く取締役に対して、一事業年度当たり360百万円以内の現行報酬枠(2017年6月21日開催の第20回定時株主総会決議)とは別枠で、年額100百万円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることをご承認いただいております。

その他業績連動報酬については後記「取締役報酬関係」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保するため、9回にわたり税制適格ストックオプションとして新株予約権を無償で発行しております。付与対象者は、当社の社外取締役を除いた取締役及び当社従業員、当社完全子会社の取締役及び従業員であります。

また、2016年度より導入した役員報酬制度に伴い、社外取締役を除く取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を毎年発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

更新

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

代表取締役社長のみ個別開示を行っており、内容は株主総会招集通知ならびに有価証券報告書記載のとおりです。

他の取締役については企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って株主総会招集通知ならびに有価証券報告書において総額の開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(報酬の額)

当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月21日開催の第20回定時株主総会において、一事業年度当たり360百万円以内と決議しております。2020年3月期における報酬等の額は以下のとおりであります。

報酬の総額 取締役 11名 336百万円

内訳 基本報酬:241百万円、ストックオプション:58百万円、賞与:37百万円

・上記には、2019年6月18日開催の第22回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)の在任中の報酬等の額が含まれております。

・取締役(社外取締役を除く)1名及び社外取締役1名は無報酬であり、上記取締役総数には含まれておりません。

(算定方法の決定方針)

当社は、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな報酬制度を、2016年度より実施しております。

当該報酬制度の具体的な内容・運用については以下のとおりです。

取締役にかかる役員報酬は、基本報酬に加えて、1年任期との整合から年間の業績に連動して支給する賞与と、中長期インセンティブとして付

とするストックオプション報酬で構成しております。ただし、社外取締役及び監査役は、自らは業務執行を行わず、業務執行取締役の業務執行を監督・監査するというその職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

取締役の個別報酬の決定につきましては、指名・報酬委員会での審議を経て、代表取締役に再一任することを取締役会において決議しております。当事業年度におきましても、かかる過程を経て報酬を決定いたしました。

なお、当社は取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給していません。

(ア)構成割合

取締役に係る役員報酬は、基本報酬に加えて、1年任期との整合から年間の業績に連動して支給する賞与と、中長期インセンティブとして付与するストックオプション報酬で構成しており、その構成比率は、7:1:2を目安としております。

ただし、非業務執行取締役、社外取締役は自らは業務執行を行わず、業務執行取締役の業務執行を監督・監査するというその職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

(イ)基本報酬

役位及び各取締役の責任や期待する役割に応じた定額制といたします。役位及びグレードに応じて「役員報酬規程」に定める範囲内において、指名・報酬委員会における審議を経て、報酬額を決定しております。

当社の取締役の基本報酬等の額は、2017年6月21日開催の第20回定時株主総会において、一事業年度あたり360万円以内と決議しております（なお、第20回定時株主総会終結時における取締役は11名です。）。

(ウ)賞与

役員賞与総額は、当期連結税引前利益（役員賞与控除前）の一定割合といたします。役員賞与の総額は、連結会計年度ごとに、当該連結会計年度の連結税引前利益実績に一定の掛け率を乗じて算出するものとし、その上限は1億円とすること、算定に用いる掛け率は0.15%を原則といたしますが、指名・報酬委員会で審議の上、取締役会で掛け率を変更することができること、また、算定対象となる連結税引前利益実績については、原則として役員賞与控除前の連結税引前利益を用いますが、経営環境や業績に応じて、指名・報酬委員会で審議の上、取締役会で連結税引前利益実績を減額調整できるものとするを、「役員報酬規程」において定めております。したがって、このように多角的な基準を採用していることから、当該役員賞与につき具体的な指標の目標は定めておりません。

なお、役員賞与は、上記(イ)基本報酬と同様の報酬決議で定められた報酬限度額の中で支給しております。

(エ)ストックオプション報酬

役位及び各取締役の責任や期待する役割を基準として、役員に対する中長期にかかる業績連動報酬として、次の及びに記載するストックオプションを用いております。

税制適格ストックオプション

当社は、税制適格ストックオプションを社外取締役を除く取締役に対する職務執行の対価として発行しております。

こちらにつきましては、2012年6月26日開催の第15回定時株主総会において、基本報酬、業績連動賞与の報酬額とは別枠で年額250百万円以内と決議しております。

株式報酬ストックオプション

当社は、権利行使価格が1円（本人が支払う額が1株に対して1円）となる株式報酬型ストックオプションを、社外取締役を除く取締役に対する報酬として導入しております。その割当数は、単年度の業績評価に基づいて決定されたストックオプション現金相当額に割当時の株式公正価値を適用して定められており、ストックオプションの基準額は、次の算式により算出しております。

支給基準期間の初日における各取締役の基本報酬 × 2/7

こちらにつきましては、2016年6月23日開催の第19回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬議案として、基本報酬、業績連動賞与及び上記の税制適格ストックオプションとは別枠で、年額100百万円以内と決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、非常勤取締役及び非常勤監査役についてのサポートは、経営管理本部が担当しております。具体的には、取締役会の開催通知、出欠の確認、議事録の回覧、捺印等の役割を担っております。また、非常勤取締役及び非常勤監査役に対する情報伝達体制としては、取締役会での決議・報告を要する議事が上程される場合、事前に非常勤取締役及び非常勤監査役に対し個別に要旨の説明がなされており、取締役会での意見交換及び決議が可能となるような方法を講じております。また、その他の事項に関しましては、面談を基本とし、面談が不可能な場合には、電子メールまたは電話にて個別に報告・相談を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の経営上の意思決定、業務執行及び監督にかかる機能は以下のとおりです。

（取締役会）

当社の取締役の人数は、常勤取締役4名、非常勤取締役5名（うち、社外取締役4名）の9名（うち、女性1名）となっております。

取締役会は、各事業分野及び経営者出身の社内取締役と、多様なステークホルダーの視点から成長戦略やガバナンスについて問題提起のできる複数の社外取締役により構成されており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務遂行の状況を監督しております。

また、当社は、会社の意思決定の透明性や公平性を確保し、ガバナンスの強化を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

（監査役及び監査役会）

当社の監査役会は、監査役の独立性、監査の実効性を確保するため、常勤監査役1名及び非常勤監査役3名（うち、社外監査役2名）の4名（うち、女性1名）で構成されております。

常勤監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、さらには連結子会社から事業の報告を求める等の方法により監査を実施し、経営に対する監視・監査機能を果たしており、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるように企図しております。なお、監査役の監査機能の充実を図るため、監査役の職務の遂行を補助する専任スタッフを配置しております。

（内部監査）

内部監査につきましては、内部監査室（室長含めて9名体制）が、内部監査機能の充実を図るため、社長直属の組織として運営し、年間の監査計画に基づいてグループ全体の業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

（会計監査人）

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。なお、2020年3月期において当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等については以下のとおりです。

（ア）業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 淡島國和、大辻隼人

(イ)会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他11名

(ウ)監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定にあたり、品質管理体制、独立性、監査の実施体制、監査報酬等を考慮することとしています。

(エ)監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は、会計監査人の評価にあたり、品質管理、監査チームの構成及び適正、監査報酬等、当社とのコミュニケーション及び不正リスク等の各評価項目を設定し、監査対応部門である財務経理部より各評価項目の実施状況についての報告を受けるとともに、監査の適正性及び妥当性を監査役会で審議し、評価を行っております。

(オ)監査公認会計士等に対する報酬の内容

2020年3月期における報酬等の額は以下のとおりであります。

監査証明業務に基づく報酬 45百万円

(カ)監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社監査役会による同意の上、当社の規模及び事業の特性、監査日数等を勘案し、適切に決定しております。

(キ)監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由

監査役会は、会計監査人の計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容、業務等に鑑み、経営の機動性を確保しつつ、健全性及び透明性を維持する為の企業統治の体制として、社外取締役の選任と監査役会等との連携に重点を置いた体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年3月期の定時株主総会招集通知は、法定より2日早い2020年6月2日に発送いたしました。また、2020年5月28日に当社コーポレートサイト上 (https://corporate.kakaku.com/) に定時株主総会招集通知の内容を掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年3月期の定時株主総会は集中日を避け、2020年6月18日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2010年3月期定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2010年3月期定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。参加により国内外の機関投資家の議決権行使率が向上しました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳は、当社の海外投資家の高い保有比率を勘案し、2016年3月期定時株主総会より採用しており、2020年3月期につきましては、2020年5月28日に当社コーポレートサイト (https://corporate.kakaku.com/ir/library/notice) 及び東京証券取引所ホームページ (https://www2.tse.or.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do) に掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRイベントをはじめ外部機関の主催する説明会に定期的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び四半期決算ごとに説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回海外ロードショーを実施しているほか、電話会議等を通じて海外機関投資家への説明を定期的の実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信や決算説明会資料、その他IR情報を、和文英文共に当社コーポレートサイト (https://corporate.kakaku.com/) に掲載しております。また、2016年3月期定時株主総会より、招集通知の英文作成を開始し、当社コーポレートサイト (https://corporate.kakaku.com/ir/library/meeting?lang=en) に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関しましては、経営管理本部広報・IR室が担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は、コーポレート・ガバナンスの重要事項としてステークホルダーとの優良な関係を謳っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 >

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制」という)を整備するものとする。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、適正且つ健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会規範・倫理等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。また、その徹底を図るため、経営管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に役員教育等を行う。内部監査室は、経営管理本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

(2) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、外部の専門家と連携して、毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対応し、一切の関係を持たない。また、不当・不法な要求には応じず、利益供与は行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役は、文書取扱規程に従い、取締役の職務執行または取締役が使用人を用いて職務執行する場合の使用人の行為に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役、監査役及び内部監査室は、文書取扱規程により、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスならびに情報セキュリティに係るリスクについては、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全体的対応は法務部、情報セキュリティ室が行うものとする。新たに生じた重要なリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューして、改善を促すことを内容とする、全社的な業務効率化を実現するシステムを構築するものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、グループ各社に役員等を派遣し、当社の役員等がグループ各社の取締役等に就くことにより、当社がグループ各社の業務の適正を監視し、また職務執行の効率性に関する課題を把握して改善できる体制を確立する。また、グループ各社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社のグループ各社の管理を担当する部門はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。当社は、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、グループ各社から事業内容の定期的な報告を受け、またグループ各社の重要案件について事前協議を行うものとする。

(2) 当社の内部監査室が定期的にグループ各社の内部監査を実施し、監査の結果を当社の代表取締役社長及び監査役に報告する体制を確立する。

(3) 当社は、グループ各社において法令及び社内規程に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のグループ各社の管理を担当する部門に報告する体制を確立する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

なお、監査役が要請を行った時は、代表取締役社長との間で意見交換を行い、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役専任スタッフを置くものとする。代表取締役社長は、その人事異動及び考課について、事前に監査役との間で意見交換を行い、監査役の了承を得るものとする。

7. 取締役及び使用人等ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、当社の取締役及び使用人等ならびにグループ各社の取締役、監査役及び使用人等が、直接または内部通報制度等を用いて間接的に、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、可及的すみやかに報告する体制を確立する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、監査役との協議により決定するものとする。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ全役員が内部通報制度その他の手続を通じて前号の報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

10. その他の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室より随時内部監査報告を受け、また監査法人と適宜協議をするものとし、必要に応じて取締役と意見交換を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの活動を助長しないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・対応部署を設置し、反社会的勢力と関係を遮断するために組織として対応している。

- ・警察及び外部の専門機関との緊密な連携関係を構築し、適切な指導を仰ぎ対応している。
- ・対応部署が反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、社内への注意喚起を実施している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特に買収防衛策は実施しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の主要事業はインターネット上における情報提供業務であり、業務遂行の過程で個人情報を取り扱っております。当社は、個人情報等の機密情報管理のため、個人情報の保護に関する規程及び情報セキュリティ規程等を設け、その厳密な運用を実施しております。

また、当社の会社情報に係る適時開示体制の概要は下記のとおりです。

1. 適時開示に関する基本方針

当社グループは、「LIFEwith -生活とともに-」をミッションとし、日々の生活が豊かになるような、価値のあるサービスを提供し続けてまいります。さらに、「コンプライアンス・プログラム」において、インサイダー取引規制の趣旨を十分に理解し、重要情報の取り扱い等については規程等を厳格に遵守することを規定し、法令等を遵守し、社会規範、企業倫理に照らして、公正かつ透明性の高い企業活動を行うことを基本方針として適時開示を実施しています。

具体的には、東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」という）に基づき、会社情報の適時開示を行っています。また、適時開示規則の基準に照らして、開示する義務がない情報についても、株主・投資家の皆さまへの情報開示が有益と判断するものについては、積極的な開示を行っています。

2. 適時開示情報を把握・管理し、適時・適切に開示するための社内体制

(1) 決定事実に関する情報

当社では、適時開示規則に定められている基準に照らして開示すべき決定事実は、経営管理本部を中心に協議を行い、必要に応じて東京証券取引所に事前相談した上で、原則として取締役会の決議を経て速やかに開示することとしております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実については、当該事実の発生を認識した担当部署が、取締役会に報告を行い、経営管理本部を通して適時開示規則に従い速やかに開示しております。

なお、緊急の必要がある場合は、担当部署より経営管理本部へ報告すると共に、経営管理本部は関係部門および担当役員と協議の上、速やかに開示を行うこととしております。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、財務経理部が決算数値を作成し、会計監査人による監査を受けた後、取締役会の承認を経て、経営管理本部を通じて速やかに開示しております。

なお、業績予想の修正等、緊急の必要がある場合は、経営管理本部は担当役員と協議の上、速やかに開示を行うこととしております。

(4) 子会社にかかる情報

当社の子会社にかかる情報は、当該子会社から関係会社統括本部を経て経営管理本部に情報が集約され、同本部が関係部門と協議の上、必要に応じて、当社取締役会の決議を経て速やかに開示を行う体制としております。

3. 適時開示体制のチェック・モニタリング

監査役は、「監査役監査基準」において定める「法定開示情報等に関する監査」等の規定に則り、会社情報を適正かつ適時に開示するための体制が構築され適切に運用されていることを監視・検証しております。

4. インサイダー取引防止のための取組

当社では、適時開示規則により定められた会社情報を適時・適切に開示することに努めると同時に、会社情報の適切な管理およびインサイダー取引の防止についても最大限の注意を払っております。

例えば、役職員が当社または他社の重要事実を入手した場合は、当該重要事実が公表されるまでの間、開示しない旨を社内規程に定めております。また、役職員が自社株式の売買を行う場合には、事前に経営管理本部担当者に当該売買がインサイダー取引に該当しないことを確認しております。なお、該当する場合は、重要事実の公表まで売買を差し止めています。

5. 社内研修制度

当社では、インサイダー取引の防止や適時開示の重要性について、外部講師による講習会や社内研修などを通じ、社員がその重要性の認識を深めることができるような教育制度を整備しております。

